

令和6年10月 日

府中町長 寺尾 光司 様

府中町下水道事業経営審議会
会長 尾崎 則篤

適正な下水道使用料の在り方について（答申）

令和6年5月9日付府下発第215号で諮問を受けたことについて、別紙のとおり答申します。

適正な下水道使用料の在り方について

(答 申)

令和6年10月

府中町下水道事業経営審議会

1. はじめに

府中町では、大須地区を除いて昭和 60 年に公共下水道の建設事業に着手し、平成元年から供用を開始しています。令和 5 年度末時点における公共下水道の人口普及率は 98% を超え、実際に下水道を使用している世帯の割合である水洗化率についても 95% を超えています。このように、現在府中町では多くの方が下水道を使用しており、下水道が生活を支える重要な基盤となっています。

一方で、使用者の節水志向や人口減少等により使用水量が減少し、下水道使用料（以下、使用料という）の減収が見込まれるほか、原材料価格の高騰等で必要な経費が増加しており、今後の下水道事業の経営環境は厳しさを増すことが考えられます。

このような状況を踏まえ、府中町の下水道事業の経営について健全化を図り、将来にわたって安定的で持続可能な事業運営を行うため、「適正な使用料の在り方」について、町長から諮問を受けました。そこで、本審議会において慎重に審議を行い、次のとおり結論を得ましたので、ここに答申します。

2. 府中町下水道事業における課題

本審議会では、府中町の下水道事業について検証し、以下の課題があることを把握しました。

(1) 経費回収率について

汚水処理に要する経費は、原則として使用料収入で賄うこととされていますが、使用料で経費をどの程度賄えているかを示す指標である経費回収率は 80% 程度に留まっており、使用料収入で必要な経費を賄うことができていない状態となっています。

これら経費については、主に「施設整備に係る経費である減価償却費」「汚水処理場の運営に係る経費である流域下水道費」「その他維持管理費や支払利息、事務費等」といったものであり、固定費的な費用が大半を占めることから、経営努力による大幅な削減が困難となっています。

また、今後は、使用者の節水志向や人口減少等により使用料収入の減少が見込まれること、物価上昇等により必要な経費の増加が見込まれることから、より一層の悪化が懸念されています。

(2) 一般会計からの繰入金について

府中町の下水道事業では、雨水事業など一般会計の負担で行うこととされているもののほか、汚水事業においても使用料収入の不足を補うために一般会計からの繰入金を受けています。

使用料収入の不足を一般会計からの繰入金で補うということは、公営企業に求められる「独立採算の原則」に基づいた経営ができていない状態であることに加え、一般会

計の予算を圧迫することからも、問題があると考えられます。

(3) 国からの補助金について

下水道施設の整備・更新を行うにあたっては多額の資金が必要となることから、国からの補助金である「社会資本整備総合交付金」が必要不可欠となっていますが、交付要件として、「経費回収率の向上に向けたロードマップの策定」が求められています。

府中町は経費回収率が 80%程度であることから、国からの補助金を確保し、今後の整備・更新事業を円滑に行うためには、経費回収率を向上させる具体的な取組が必要になります。

3. 適正な使用料の在り方について

府中町では、平成元年に公共下水道事業を開始して以降、数度にわたって使用料の改定を行ってきましたが、平成 21 年に使用料を改定して以降は、使用者の負担等を考慮し、使用料を据え置いてきました。

一方で、「2. 府中町下水道事業における課題」より、現状において必要となる使用料収入を確保できていない状況であり、この状況は今後さらに悪化する可能性があります。

このため、経営について健全化を図り、将来にわたって安定的で持続可能な事業運営を行うためには、適正な使用料の在り方として、経費回収率が 100%となる水準の使用料収入を確保すべきであり、そのために次のとおり使用料の改定を行う必要があると判断しました。

(1) 改定率

現行の使用料から平均 16%引き上げる必要があると判断します。

使用料の水準としては、汚水処理経費分を全額賄い、かつ将来の設備投資に充てる利益を確保できる水準が経営上好ましいと考えられます。この場合、汚水処理経費分を全額賄うためには平均 23%、また将来の設備投資に充てる利益を確保するためにはそれ以上の引き上げを行う必要があり、使用者の負担が大きくなることが考えられます。

一方で、使用料の基準としては、「最低限度行うべき経営努力」として総務省が示す基準（使用料平均単価 150 円／ m^3 ・税抜）があります。この基準を満たす場合、仮に収支不足となったとしても、補填する一般会計繰入金を経費回収率の計算に算入できることから、経費回収率を 100%とするためにはこれが最低限必要となる水準になります。この場合、使用料を平均 16%程度引き上げる必要があります。

これらについて比較検討した結果、経費回収率 100%は最低限達成する必要があること、一方で平均 23%の改定率では使用者の負担が大きいことを考慮し、使用料の改定率を平均 16%とすることとしました。

(2) 改定時期

令和 8 年 4 月 1 日が適切であると考えます。

使用料収入で必要な経費を賄えず、一般会計からの繰入金に依存した現在の経営状況については、一刻も早い改善が必要であると考えられます。一方で、使用料の改定については、使用者に負担を求めるものであるため、十分な周知・広報により理解をいただく必要があると考えられます。

このため、周知・広報にかかる期間を考慮し、改定時期を令和 8 年 4 月 1 日とすることが適切であると考えます。

(3) 今後の検証時期

令和 11 年度末までに検証を行うことが適切であると考えます。

経営状況や社会環境の変化を適切に反映するため、使用料の検証は 5 年ごとに行うこととし、次回の検証は令和 11 年度末までに行うことが適切であると考えます。

(4) 使用料体系

現行の使用料体系を維持したうえで、基本料金・従量料金を改定することが適切であると考えます。

現在の府中町の使用料体系は、使用水量が増えるほど単価が上がる累進制となっています。府中町の場合、累進度が比較的高いことから、使用水量が少ない小口の使用者にとっては使用料が低くなる一方、使用水量が多い大口の使用者は使用料が高額となるといった特徴があります。

これを踏まえ、他の自治体と比較して極端に高額となることがないように、現在の使用料体系をベースに、小口と大口の使用者間での負担のバランスを考慮して基本料金・従量料金に加算します。

なお、使用料体系の案については、別表のとおりです。

4. 付帯意見

諮問事項に対する答申は以上のとおりですが、本審議会における検討経過を踏まえ、次のとおり意見を付すこととしますので、今後の事業運営にあたり配慮をお願いします。

- (1) 改定の必要性や内容について周知・広報を十分に行い、使用者の理解促進に努めてください。
- (2) 下水道は生活を支える重要な基盤であり、必要不可欠なサービスであることから、使用料の改定は使用者に大きな影響を与えます。このため、今後も継続して経費削減に努めるとともに、下水道接続率向上による使用料の増収等の経営努力に努めてください。

- (3) 下水道施設の整備が概ね完了する一方、今後は過去に整備した施設の老朽化が課題となります。また、地震等の災害が発生した場合、下水道施設が破損し住民の生活に多大な影響を与えることも考えられます。このような状況を踏まえ、住民の生活に支障をきたすことがないように、必要となる事業の実施や運営に努めてください。
- (4) 使用料については5年ごとに検証を行うこととしていますが、経営状況を常に把握し、予定した経営計画から大きく乖離する場合には随時必要な検証を行ってください。
- (5) 生活に困窮する世帯に対しては使用料の減免制度を設けており、この施策については維持していただきたいと考えます。一方で、減免の基準には該当しないものの、生活に困窮している世帯もあると考えられます。改定によりこれらの世帯が受ける影響を考慮し、引き続き状況を注視しつつ、必要があれば他部門と連携し対策を講じる等の対応を検討してください。
- (6) 大須地区は広島市が下水道事業を行っていることから、改定を行うことにより町内で使用料の違いが発生します。使用料については、可能な限り町内で統一されていることが好ましいと考えられるため、将来的な使用料の統一について検討してください。

府中町下水道事業経営審議会の経過

	開催日時・場所	内容
第1回	令和6年5月9日（木） 14時00分～ くすのきプラザ ギャラリー	町長あいさつ 会長及び副会長の互選 諮問書の交付 資料説明・意見交換 ・府中町の下水道 ・公営企業について ・府中町下水道事業の経営
第2回	令和6年6月27日（木） 14時00分～ 安芸府中商工センター	町長あいさつ 資料説明・審議 ・第1回の補足説明 ・使用料の検証 ・使用料体系の検討
第3回	令和6年8月29日（木） 14時00分～ くすのきプラザ ギャラリー	資料説明・審議 ・経営健全化の取組 ・使用料体系の検討
第4回	令和6年10月10日（木） 15時00分～ くすのきプラザ ギャラリー	資料説明・審議 ・使用料体系の検討 ・答申書案について 答申

府中町下水道事業経営審議会 委員名簿

(五十音順)

氏名	所属及び団体名	備考
江村 高行	府中町北部町内会連合会	
尾崎 則篤	(学識経験者) 広島大学大学院先進理工系科学研究科	会長
倉本 和彦	府中町南部町内会連合会	
繁政 秀子	府中町婦人会	
大東 俊夫	(学識経験者) 大東俊夫税理士事務所	
高田 有美子	府中町女性会	
瀧島 邦枝	府中町地域包括支援センター	
中下 慎也	(学識経験者) 呉工業高等専門学校	副会長
藤田 善洋	府中町商工会	

(別表) 下水道使用料体系

(1 か月・税抜)

種別	料金区分	排出量（m ³ ）	料金（円）		
			現行	改定案	増加額
一般家庭 汚水	基本料金	0～6	695	780	85
	超過料金 （1m ³ につき）	7～10	5	20	15
		11～15	106	140	34
		16～20	162	180	18
		21～40	233	265	32
		41～100	311	350	39
		101～	344	380	36
業務用 汚水	基本料金	0～6	695	780	85
	超過料金 （1m ³ につき）	7～10	5	20	15
		11～15	106	140	34
		16～20	177	200	23
		21～40	256	285	29
		41～100	326	360	34
		101～200	395	420	25
		201～500	440	455	15
		501～1000	472	472	0
		1001～	495	495	0
公衆浴場 汚水	基本料金	0～6	695	780	85
	超過料金 （1m ³ につき）	7～10	5	20	15
		11～15	106	140	34
		16～20	162	180	18
		21～	35	36	1
プール及び土木工事等による 汚水（1m ³ につき）		1～	177	180	3